

# 騒音・振動特定施設に係る届出の手引き

## 目次

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 1. 特定施設                    |     |
| 1) 特定施設に係る届出について……………      | 1   |
| 2) 届出書作成時の注意事項……………        | 4   |
| 3) 届出書記入例……………             | 7   |
| 4) 添付書類作成例……………            | 1 4 |
| 5) 騒音・振動に係る特定施設一覧……………     | 1 7 |
| 2. 特定工場                    |     |
| 1) 公害防止管理者等に関する届出について…………… | 1 8 |
| 2) 届出書記入例……………             | 2 0 |
| 3) 特定工場等に係る騒音の規制基準……………    | 2 4 |
| 4) 特定工場等に係る振動の規制基準……………    | 2 4 |
| 3. 参考資料                    |     |
| 騒音・振動に係る特定施設に関する根拠条文……………  | 2 5 |

令和5年4月

可児市市民文化部環境課

# 1. 特定施設

## 1) 特定施設に係る届出について

騒音規制法、振動規制法、岐阜県公害防止条例により特定施設（17p「5 騒音・振動に係る特定施設一覧」（以下「特定施設一覧」という）を参照）を事業場に設置した場合には、市への届出が必要となります。また、特定施設を増設した場合、他へ譲渡した場合、届出者の名称等を変更した場合等についても届出が必要となる場合があります。

いずれの届出についても、期限までに該当する施設の法令ごとに市へ届出をする必要があります。

| 法         | 届出名称                         | 説明                                           | 提出期限                    |
|-----------|------------------------------|----------------------------------------------|-------------------------|
| 騒音規制法     | ①特定施設設置届                     | <u>新規に</u> 特定施設を設置した場合に提出                    | 工事開始の <u>30 日前</u> まで   |
|           | ②特定施設の種類の数変更届                | <u>既に特定施設の届出している場合</u> で、特定施設が追加・変更等をする場合に提出 | 工事開始の <u>30 日前</u> まで   |
|           | ③騒音防止の方法変更届                  | 防止方法を変更する場合に提出                               | 工事開始の <u>30 日前</u> まで   |
|           | ④氏名等変更届                      | 届出者の名称、代表者などに変更があった場合に提出                     | 変更した日から <u>30 日以内</u>   |
|           | ⑤特定施設使用全廃止届                  | 特定施設を <u>全て</u> 廃止した場合に提出                    | 廃止した日から <u>30 日以内</u>   |
|           | ⑥承継届                         | 特定施設を <u>全て</u> 譲り受けた又は借り受けた場合に提出            | 承継があった日から <u>30 日以内</u> |
| 振動規制法     | ①特定施設設置届                     | <u>新規に</u> 特定施設を設置した場合に提出                    | 工事開始の <u>30 日前</u> まで   |
|           | ②特定施設の <u>種類及び能力</u> ごとの数変更届 | <u>既に特定施設の届出している場合</u> で、特定施設が追加・変更等をする場合に提出 | 工事開始の <u>30 日前</u> まで   |
|           | ③振動防止の方法変更届                  | 防止方法を変更する場合に提出                               | 工事開始の <u>30 日前</u> まで   |
|           | ④氏名等変更届                      | 届出者の名称、代表者などに変更があった場合に提出                     | 変更した日から <u>30 日以内</u>   |
|           | ⑤特定施設使用全廃止届                  | 特定施設を <u>全て</u> 廃止した場合に提出                    | 廃止した日から <u>30 日以内</u>   |
|           | ⑥承継届                         | 特定施設を <u>全て</u> 譲り受けた又は借り受けた場合に提出            | 承継があった日から <u>30 日以内</u> |
| 岐阜県公害防止条例 | ①騒音に係る特定施設設置届                | <u>新規に</u> 特定施設を設置した場合に提出                    | 工事開始の <u>30 日前</u> まで   |
|           | ②特定施設の種類の数変更届                | <u>既に特定施設の届出している場合</u> で、特定施設が追加・変更等をする場合に提出 | 工事開始の <u>30 日前</u> まで   |
|           | ③騒音防止の方法変更届                  | 防止方法を変更する場合に提出                               | 工事開始の <u>30 日前</u> まで   |
|           | ④氏名（名称、住所、所在地等）変更届           | 届出者の名称、代表者などに変更があった場合に提出                     | 変更した日から <u>30 日以内</u>   |
|           | ⑤騒音に係る特定施設使用廃止届              | 特定施設を <u>全て</u> 廃止した場合に提出                    | 廃止した日から <u>30 日以内</u>   |
|           | ⑥承継届                         | 特定施設を <u>全て</u> 譲り受けた又は借り受けた場合に提出            | 承継があった日から <u>30 日以内</u> |

① 特定施設設置届（記入例 7 p）

「特定施設一覧」に掲げる施設を**新規**に設置した場合は届出を行う必要があります。**該当する施設の法令（騒音規制法・振動規制法・岐阜県公害防止条例）ごとに設置の 30 日前までに届出を提出する必要があります。**特定施設によっては、騒音規制法、振動規制法両方の届出が必要となるものがあります。特定施設設置届を提出は、**該当する施設の法令ごとに初回のみ**であり、後に届出を行った種類と同様の特定施設の増加や他の種類の特定施設が設置された場合については特定施設設置届ではなく、**特定施設の種類(及び能力)ごとの数変更届**を提出します。また、特定施設設置届に記載した事項で変更があった場合、届出が必要となるのは、**届出者の氏名等、特定施設の数等、騒音・振動防止方法**に変更があった場合で、従業員数や使用時刻の変更があっても届出は不要です。

【例 1】

原動機の定格出力が 11kw のコンプレッサー 1 台と 37kw のコンプレッサー 1 台を設置した場合。

⇒騒音規制法特定施設設置届（空気圧縮機及び送風機 2 台の設置）と振動規制法特定施設設置届（37kw の圧縮機 1 台及び 11kw の圧縮機 1 台の設置）の提出が必要。

【例 2】

原動機の定格出力 5.5kw のせん断機 1 台と 2.2kw のせん断機 1 台を設置した場合。

⇒騒音規制法特定施設設置届（せん断機 1 台（5.5kw のみ、2.2kw は対象能力以下）の設置）と振動規制法特定施設設置届（5.5kw のせん断機 1 台及び 2.2kw のせん断機 1 台の設置）の提出が必要。

② 特定施設の種類(及び能力)ごとの数変更届（記入例 8 p）

**特定施設設置届提出済**の法令区分に該当する施設の**増加**があった場合は、特定施設の**種類(及び能力)ごとの数変更届**を提出する必要があります。**設置されている特定施設が減少した場合<sup>\*1</sup>は届出の必要はありません。**騒音規制法・岐阜県公害防止条例（騒音）の届出の場合には、特定施設の**種類ごとの数**が**届出数の 2 倍を超えるとき<sup>\*2</sup>**に届出が必要になります。**振動規制法**の届出の場合には、特定施設の**種類ごと、能力ごとに 1 台でも増えれば届出が必要です。**特定施設の**種類(及び能力)ごとの数変更届**については**設置の 30 日前までに届出をする必要があります。**

\* 1 届出義務はありませんが届出は可能です。

\* 2 届出済の数の 2 倍以内の増加である場合は、届出義務はありませんが届出は可能です。

【例】特定施設の種類(及び能力)ごとの数変更届の取扱い

| 増設・更新等の内容<br>※当該事業所には既に 300kN の機械プレスが 3 台設置されている（騒音<br>規制法・振動規制法のそれぞれで機械プレス 3 台の設置届が届出済であ | 法令の区分 |    |    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----|----|
|                                                                                           | 騒音    | 振動 | 条例 |
| ア：300kN の機械プレスを 1 台増設                                                                     | ×     | ○  | ×  |
| イ：300kN の機械プレスを 4 台増設                                                                     | ○     | ○  | ×  |
| ウ：200kN の液圧プレスを 1 台増設                                                                     | ○     | ○  | ×  |
| エ：300kN の機械プレスを 1 台更新                                                                     | ×     | ×  | ×  |
| オ：300kN の機械プレスを 1 台廃却                                                                     | ×     | ×  | ×  |
| カ：300kN の機械プレス 1 台を廃却し、200kN の機械プレス 2 台を増設                                                | ×     | ○  | ×  |
| キ：300kN の機械プレス 1 台を 500kN の機械プレスに更新                                                       | ×     | ○  | ×  |
| ク：300kN の機械プレス 2 台を廃却し、500kN の機械プレス 1 台を増設                                                | ×     | ○  | ×  |

(注) 表中○印は届出が必要、×印は届出が不必要を示す。

表の解説

- ア 騒音規制法：合計台数が届出済施設の 2 倍を超える台数(7 台)に達しないので届出不要  
振動規制法：能力ごと(300kN)の合計台数が増加したため届出必要  
岐阜県公害防止条例：条例の対象施設ではないので届出不要※以下イ〜クまで同様
- イ 騒音規制法：合計台数が届出済施設の 2 倍を超える台数(7 台)に達したため届出必要  
振動規制法：能力ごと(300kN)の合計台数が増加したため届出必要
- ウ 騒音規制法：設置済の機械プレスと異なる種類の施設を新たに設置するため届出必要  
振動規制法：設置済の機械プレスと異なる種類と能力の施設を新たに設置するため届出必要
- エ 騒音規制法：届出済の台数(3 台)から合計台数の増加がないため届出不要  
振動規制法：届出済の能力ごと(300kN)の台数(3 台)から合計台数の増加がないため届出不要
- オ 騒音規制法：合計台数の減少については届出不要  
振動規制法：能力ごと(300kN)の合計台数の減少については届出不要
- カ 騒音規制法：合計台数が届出済施設の 2 倍を超える台数(7 台)に達しないので届出不要  
振動規制法：設置済の機械プレスと異なる能力の機械プレスを新たに設置するため届出必要
- キ 騒音規制法：届出済の台数(3 台)から合計台数の増加がないため届出不要  
振動規制法：設置済の機械プレスと異なる能力の機械プレスを新たに設置するため届出必要
- ク 騒音規制法：合計台数の減少については届出不要  
振動規制法：設置済の機械プレスと異なる能力の機械プレスを新たに設置するため届出必要

③ 騒音・振動防止の方法変更届（記入例 10 p）

届出済の特定施設の騒音・振動防止方法について変更をする場合は、変更の**30 日前までに該当する特定施設の法令ごとに届出をする必要があります**。ただし、変更により騒音・振動の大きさが増加しない場合は届出の必要はありません。

④ 氏名等変更届（記入例 11 p）

届出者の名称、及び住所、代表者の氏名、工場または事業場の名称及び所在地が変更された場合は、提出済の特定施設設置届の**法令ごとに、変更から 30 日以内に届出が必要**です。

⑤ 特定施設使用全廃止届（記入例 12 p）

**該当する法令ごとの特定施設がすべて廃止された場合には特定施設使用全廃止届を提出する必要があります**。一部が廃棄等により数が減少した場合など届出は必要ありません。工場の移転などにより特定施設がすべて廃止される場合は廃止した日から**30 日以内に届出**を行います。

⑥ 承継届（記入例 13 p）

**該当する法令ごとの特定施設すべての譲渡、賃貸、法人が合併した場合などは承継届の提出が必要になります**。届出は承継があった日から**30 日以内に、引き継いだもの**が行うこととなります。

## 2）届出書作成時の注意事項

① 届出者（共通）（記入例 7～8・10～13 p）

届出者の名称、住所、代表者氏名を記入します。

② 工場又は事業所の名称（共通）（記入例 7～8・10～13 p）

工場・事業場の名称を記入します。**工場名（可児工場、岐阜工場、本社工場など）がある場合には併せて記入**してください。

③ 工場又は事業所の所在地（共通）（記入例 7～8・10～13 p）

④ 常時使用する従業員数（特定施設設置届のみ）（記入例 7 p）

当該事業所・工場以外の場所も含め、**企業の全従業員の人数**を記入します。短期間のパート・アルバイトは含みません。現場の作業員だけでなく事務員も含みます。

⑤ 特定施設の種類、型式、公称能力等（特定施設設置届、特定施設の種類（及び能力）ごとの数変更届のみ）（記入例 7～9 p）

届出する特定施設の種類、数が多い場合は、一覧を作成し、添付してください。

⑥ 添付書類

ア **工場（事業場）周辺見取図**（特定施設設置届、特定施設の種類（及び能力）ごとの数変更届、騒音・振動防止の方法変更届のみ）（記入例 14 p）

工場周辺の地図を添付してください。

イ **特定施設の配置図**（特定施設設置届、特定施設の種類（及び能力）ごとの数変更届、騒音・振動防止の方法変更届のみ）（記入例 15 p）

特定施設が場内のどこに設置されているかが分かるもの。新たに作成していただいても結構ですが、既存の図面に書き込んだもの等でも結構です。特定施設の種類（及び能力）ごとの数変更届で特定施設の数が増加する場合は、増加する施設については必要ありません。

ウ **騒音・振動の防止の方法**（特定施設設置届、特定施設の種類（及び能力）ごとの数変更届、騒音・振動防止の方法変更届のみ）（記入例 15 p）

騒音・振動防止方法を明記してください。箇条書きなどで結構です。特定施設の種類（及び能力）ごとの数変更届で特定施設の数が増加する場合は、増加する施設については必要ありません。

【例（騒音）】

- ・ 建屋内に設置することにより騒音を低減する。
- ・ 機械に吸音材を取り付けることにより発生する騒音を低減する。
- ・ 遮蔽をすることにより騒音を防止する。

【例（振動）】

- ・ 防振ゴム、防振マウントの設置により振動を低減する。
- ・ 床面に固定することにより振動を低減している。

エ **特定施設の構造図またはカタログ等の写し**（特定施設設置届、特定施設の種類（及び能力）ごとの数変更届のみ）

特定施設の能力が分かるものを添付してください。メーカー説明書の仕様書や構造図の部分の写しで結構です。手元にない場合は、メーカーホームページで仕様書等を入手するなどしてください。古い機種等で資料がない場合に限り、能力が表示されている銘板部分及び施設全体の写真の添付も可とします。特定施設の種類（及び能力）ごとの数変更届で施設の数が増加する場合は、増加する施設については必要ありません。

| 添付書類早見表    | 設置届 | 数変更届 | 防止方法<br>変更届 | 氏名等<br>変更届 | 全廃止届 | 承継届 |
|------------|-----|------|-------------|------------|------|-----|
| 工場等周辺見取図   | ○   | ○    | ○           | ×          | ×    | ×   |
| 特定施設の配置図   | ○   | ○※   | ○           | ×          | ×    | ×   |
| 騒音・振動の防止方法 | ○   | ○※   | ○           | ×          | ×    | ×   |
| 特定施設の構造図等  | ○   | ○※   | ×           | ×          | ×    | ×   |

※数が減少する施設については添付の必要なし

#### ⑦ 届出様式のダウンロード

届出様式は岐阜県の様式を使用します。岐阜県のホームページからインターネットでダウンロードすることができます。ダウンロードした場合、宛名が岐阜県知事になっていますが、可児市長に変更してください。

(騒音規制法・岐阜県公害防止条例)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyo-hozen/c11264/index3.html>

(振動規制法)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyo-hozen/c11264/index4.html>

#### ⑧ 届出書類の作成部数

届出書類は、法令区分ごとに添付書類を含めて正副2部作成し、市役所4階環境課へ提出してください。控えとして1部お返しします。

なお、電子メールで提出することもできます。その際は受付印を押印したものを控えとして返信します。

#### ⑨ 提出期限に間に合わなかった、もしくは届出を忘れていた場合

早急に必要書類を揃え、提出してください。その際、遅延理由書を添付してください。書式は任意ですので、16pの例文を参考に、社名、代表者名、届出書の種類、遅延した理由等を記入したものを作成してください。

届出について不明な点がある時は…

可児市広見一丁目1番地

可児市役所 市民部 環境課 環境保全係

0574-62-1111 (内線3403・3404)

までお問い合わせください。

### 3) 届出書記入例

#### ① 特定施設設置届 (例：騒音規制法)

【記入例】

様式第 1

#### 特定施設設置届出書

〇〇年〇月〇日

可児市長 殿

住所 可児市広見一丁目 1 番地

届出者 氏名 〇×工業株式会社

代表取締役 〇× △ ●

(0574) 62-1111

(法人にあつては名称及びその代表者の氏名)

騒音規制法第 6 条第 1 項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

|                   |        |               |   |                  |  |                 |  |
|-------------------|--------|---------------|---|------------------|--|-----------------|--|
| 工場又は事業場の名称        |        | 〇×工業㈱<br>可児工場 |   | ※ 整 理 番 号        |  |                 |  |
| 工場又は事業場の所在地       |        | 可児市鉅ヶ丘〇丁目〇番地  |   | ※ 受 理 年 月 日      |  | 年    月    日     |  |
| 工場又は事業場の事業内容      |        | 〇〇の製造<br>××加工 |   | ※ 施 設 番 号        |  |                 |  |
| 常時使用する従業員数        |        | 123人          |   | ※ 審 査 結 果        |  |                 |  |
| △ 騒 音 の 防 止 の 方 法 |        | 別紙のとおり        |   | ※ 備            考 |  |                 |  |
| 特定施設の種類の          | 型式     | 公 称 能 力       | 数 | 使用開始時刻<br>(時・分)  |  | 使用終了時刻<br>(時・分) |  |
| 空気圧縮機及び<br>送風機    | C1-55  | 55kw          | 1 | 24時間稼動           |  |                 |  |
| 機械プレス             | P100A  | 1,000KN       | 2 | 8 : 3 0          |  | 1 7 : 1 5       |  |
| せん断機              | SH200C | 3.75kw        | 3 | 8 : 3 0          |  | 1 7 : 1 5       |  |

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第 1 に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音等の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。
- 5 氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあつてはその代表者) が署名することができる。

届出する特定施設の数が多く、記入欄が足りない場合等は、「別紙のとおり」として別紙特定施設一覧を添付することも可 (9 ページ作

② 特定施設の種類(及び能力)ごとの数変更届 (例：振動規制法)

様式第3 (第6条関係)

【記入例】

特定施設の種類及び能力ごとの数

変更届出書

~~特定施設の使用の方法~~

〇〇年〇月〇日

可児市長殿

住所 可児市広見一丁目1番地

届出者 氏名 ○×工業株式会社

代表取締役 ○× △●

(0574) 62-1111

(法人にあつては名称及びその代表者の氏名)

変更する内容以外の項目は二重線を引いて削除してください。

振動規制法第8条第1項の規定により、  
特定施設の種類の数  
~~特定施設の使用の方法~~の変更  
について次のとおり届け出ます。

|             |              |                  |     |             |              |              |              |              |
|-------------|--------------|------------------|-----|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 工場又は事業場の名称  |              | ○×工業<br>御可児工場    |     | ※ 整 理 番 号   |              |              |              |              |
| 工場又は事業場の所在地 |              | 可児市姫ヶ丘<br>〇丁目〇番地 |     | ※ 受 理 年 月 日 |              | 年 月 日        |              |              |
|             |              |                  |     | ※ 施 設 番 号   |              |              |              |              |
|             |              |                  |     | ※ 審 査 結 果   |              |              |              |              |
|             |              |                  |     | ※ 備 考       |              |              |              |              |
| 特定施設の種別     | 型式           | 公称能力             | 数   |             | 使用開始時刻       |              | 使用終了時刻       |              |
|             |              |                  | 変更前 | 変更後         | 変更前<br>(時・分) | 変更後<br>(時・分) | 変更前<br>(時・分) | 変更後<br>(時・分) |
| 機械プレス       | OBS15<br>0-2 | 1,500KN          | 1   | 2           | 8:30         | 8:30         | 17:00        | 17:00        |
| 圧縮機         | OSP-3<br>7V6 | 37kw             | 0   | 1           | -            | 8:30         | -            | 17:00        |
| 圧縮機         | Z226A        | 22kw             | 1   | 0           | -            | -            | -            | -            |

- 考 1 特定施設の種類の数又は特定施設の使用の方法に変更がある場合であっても、振動規制法第8条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類の欄には、記載しないこと。
- 2 特定施設の種類の欄には、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

届出する特定施設の数が多く、記入欄が足りない場合等は、「別紙のとおり」として別紙特定施設一覧を添付することも可  
(9ページ作成例)

設置していた施設が廃却等でなくなった場合は、右記の通り記載することで届出済の施設数を減らすことができます。

特定施設一覧の作成例（例：騒音規制法特定施設設置届）

別紙 騒音規制法特定施設一覧

| 特定施設名        | メーカー  | 型式   | 公称能力         | 数       | 種類ごとの数 | 使用開始時間 | 使用終了時刻     |
|--------------|-------|------|--------------|---------|--------|--------|------------|
| 1ーニ 液圧プレス    |       | ○×   | EP-100B      | 1,000KN | 1      | 5      | 24時間稼働     |
| 1ーニ 液圧プレス    |       | ■◇○  | AB-50        | 500KN   | 1      |        | 24時間稼働     |
| 1ーニ 液圧プレス    |       | △□   | AC-50        | 500KN   | 1      |        | 24時間稼働     |
| 1ーニ 液圧プレス    |       | ■◇○  | BC-20        | 200KN   | 2      |        | 24時間稼働     |
| 1ーホ 機械プレス    |       | △□   | OBS150-2     | 1,470KN | 1      |        | 24時間稼働     |
| 1ーホ 機械プレス    |       | ■◇×  | PUX-110-KRE  | 1,078KN | 2      | 13     | 24時間稼働     |
| 1ーホ 機械プレス    |       | △□   | OBS80        | 800KN   | 1      |        | 24時間稼働     |
| 1ーホ 機械プレス    |       | ■◇×  | PUX-80-KRC   | 800KN   | 1      |        | 24時間稼働     |
| 1ーホ 機械プレス    |       | △□   | OBS60-2      | 600KN   | 1      |        | 24時間稼働     |
| 1ーホ 機械プレス    |       | △□   | OBS60-3      | 600KN   | 1      |        | 24時間稼働     |
| 1ーホ 機械プレス    |       | △□   | OBS45-K2     | 450KN   | 3      |        | 24時間稼働     |
| 1ーホ 機械プレス    |       | ●×▲  | PC-3         | 300KN   | 3      |        | 24時間稼働     |
| 2 空気圧縮機及び送風機 | 送風機   | ○▲   | S-0825       | 7.5kw   | 5      | 10     | 24時間稼働     |
| 2 空気圧縮機及び送風機 | 空気圧縮機 | ○×●  | OSP-37V6A II | 37kw    | 1      |        | 24時間稼働     |
| 2 空気圧縮機及び送風機 | 空気圧縮機 | ●▲   | Z226A        | 22kw    | 1      |        | 24時間稼働     |
| 2 空気圧縮機及び送風機 | 空気圧縮機 | ○●   | ZV08SR       | 7.5kw   | 3      |        | 24時間稼働     |
| 7ーホ 丸のご盛     | 木工用   | ○△□× | MN-220002    | 22kw    | 1      | 6      | 8:30 17:15 |
| 7ーホ 丸のご盛     | 木工用   | ○△□× | MN-150003    | 15kw    | 1      |        | 8:30 17:15 |
| 7ーホ 丸のご盛     | 木工用   | □▲×○ | C-11         | 11kw    | 1      |        | 8:30 17:15 |
| 7ーホ 丸のご盛     | 木工用   | ○△□× | MN-110001    | 11kw    | 1      |        | 8:30 17:15 |
| 7ーホ 丸のご盛     | 木工用   | □▲×○ | C-8          | 7.5kw   | 1      |        | 8:30 17:15 |
| 7ーホ 丸のご盛     | 木工用   | □▲×○ | C-6          | 5.5kw   | 1      |        | 8:30 17:15 |
| 7ーヘ かな盛      |       | □▲×○ | K-5501       | 5.5kw   | 1      | 1      | 8:30 17:15 |

特定施設一覧の作成例（振動規制法特定施設の種類の数及び能力ごとの数変更届）

別紙 振動規制法特定施設一覧

| 特定施設名     | メーカー  | 型式 | 公称能力     | 変更前の数   | 変更後の数 | 使用開始時間 | 使用終了時刻     |
|-----------|-------|----|----------|---------|-------|--------|------------|
| 1ーイ 液圧プレス |       | ○× | EP-100B  | 1,000KN | 1     | 2      | 8:30 17:15 |
| 1ーハ せん断機  |       | △□ | M-4045   | 11kw    | 0     | 1      | 8:30 17:15 |
| 1ーハ せん断機  |       | △□ | MLA3133A | 5.5kw   | 0     | 1      | 8:30 17:15 |
| 2 圧縮機     | 空気圧縮機 | ●▲ | Z226A    | 22kw    | 1     | 2      | 8:30 17:15 |
| 2 圧縮機     | 空気圧縮機 | ○● | ZV11SR   | 11kw    | 0     | 1      | 8:30 17:15 |

一覧表の項目は、設置届、数変更届の表と同じ内容を記載してください。

③ 騒音・振動防止の方法変更届（例：騒音規制法）

【記入例】

様式第4

騒音の防止の方法変更届出書

〇〇年〇月〇日

可児市長 殿

住所 可児市広見一丁目1番地

届出者 氏名 〇×工業株式会社

代表取締役 〇× △●

(0574) 62-1111

(法人にあつては名称及びその代表者の氏名)

騒音規制法第8条第1項の規定により、騒音の防止の方法の変更について、次のとおり届け出ます。

|             |                  |         |       |
|-------------|------------------|---------|-------|
| 工場又は事業場の名称  | 〇×工業株式会社<br>可児工場 | ※ 整理番号  |       |
| 工場又は事業場の所在地 | 可児市廻ヶ丘〇<br>丁目〇番地 | ※ 受理年月日 | 年 月 日 |
| △ 騒音の防止の方法  | 変更前              | ※ 施設番号  |       |
|             | 変更後              | ※ 審査結果  |       |
|             | 別紙のとおり           | ※ 備考    |       |

防止方法の変更前後の内容を箇条書きにして添付してください。

- 備考 1 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。また、変更前及び変更後の内容を対照させること。  
2 ※印の欄には、記載しないこと。  
3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。  
4 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

④ 氏名等変更届（例：騒音規制法）

【記入例】

様式第 6

氏名等変更届出書

〇〇年〇月〇日

可児市長 殿

住所 可児市広見一丁目 1 番地

届出者 氏名 〇×工業株式会社  
代表取締役 〇× △●  
(0574) 62-1111

変更する内容以外の  
項目は二重線を引いて  
削除してください。

（法人にあつては名称及びその代表者の氏名）

氏名（名称、住所、所在地）の変更があつたので、騒音規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

|           |               |                            |             |       |
|-----------|---------------|----------------------------|-------------|-------|
| 変更の内容     | 変更前           | ▲□工業株式会社<br>代表取締役<br>●× ○■ | ※ 整 理 番 号   |       |
|           | 変更後           | 〇×工業株式会社<br>代表取締役<br>〇× △● | ※ 受 理 年 月 日 | 年 月 日 |
| 変 更 年 月 日 | 〇〇年〇月〇日       |                            | ※ 施 設 番 号   |       |
| 変 更 の 理 由 | 社名変更・代表者交代のため |                            | ※ 備 考       |       |

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

⑤ 特定施設使用全廃届（例：騒音規制法）

【記入例】

様式第 7

特定施設使用全廃届出書

〇〇年〇月〇日

可 児 市 長 殿

住所 可児市広見一丁目 1 番地

届出者 氏名 〇×工業株式会社  
代表取締役 〇× △●  
(0574) 62-1111

（法人にあつては名称及びその代表者の氏名）

特定施設のすべての使用を廃止したので、騒音規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

|             |                  |        |       |
|-------------|------------------|--------|-------|
| 工場又は事業場の名称  | 〇×工業株式会社<br>可児工場 | ※整理番号  |       |
| 工場又は事業場の所在地 | 可児市経ヶ丘〇丁目〇番地     | ※受理年月日 | 年 月 日 |
| 使用全廃の年月日    | 〇〇年〇月〇日          | ※施設番号  |       |
| 使用全廃の理由     | 工場移動のため          | ※備考    |       |

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

⑥ 承継届（例：騒音規制法）

【記入例】

様式第8

## 承 継 届 出 書

〇〇年〇月〇日

可 児 市 長 殿

住所 可児市広見一丁目1番地

届出者 氏名 〇×工業株式会社  
代表取締役 〇× △●  
(0574) 62-1111

当該特定施設を引き継ぐ企業名・代表者を記入してください。

（法人にあつては名称及びその代表者の氏名）

特定施設に係る届出者の地位を継承したので、騒音規制法第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

|             |        |                  |         |       |
|-------------|--------|------------------|---------|-------|
| 工場又は事業場の名称  |        | 〇×工業株式会社<br>可児工場 | ※ 整理番号  |       |
| 工場又は事業場の所在地 |        | 可児市経ヶ丘〇丁目〇番地     | ※ 受理年月日 | 年 月 日 |
| 承継の年月日      |        | 〇〇年〇月〇日          | ※ 施設番号  |       |
| 被承継者        | 氏名又は名称 | 〇×産業株式会社         | ※ 備考    |       |
|             | 住所     | 可児市川台〇〇番地        |         |       |
| 承継の理由       |        | 譲渡               |         |       |

当該特定施設を引き継ぐ工場名を記入してください。

当該特定施設の前の使用者を記入してください。

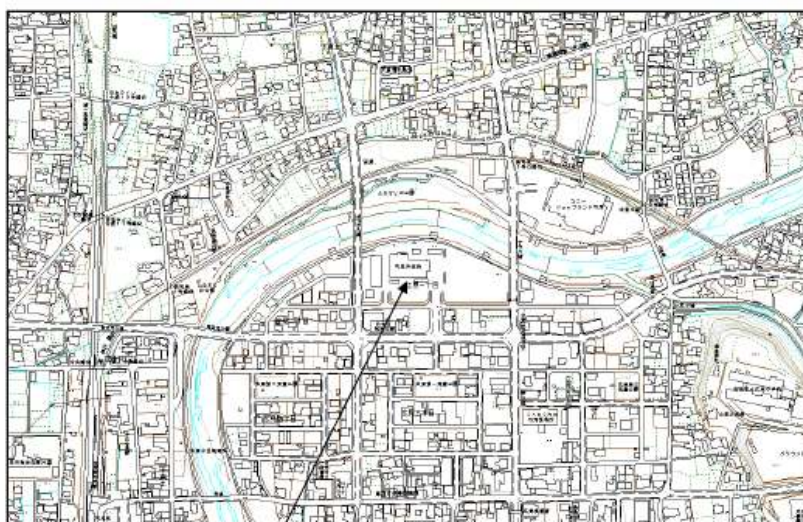
備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

## 4) 添付書類作成例

### ① 工場（事業場）周辺見取図

【作成例】

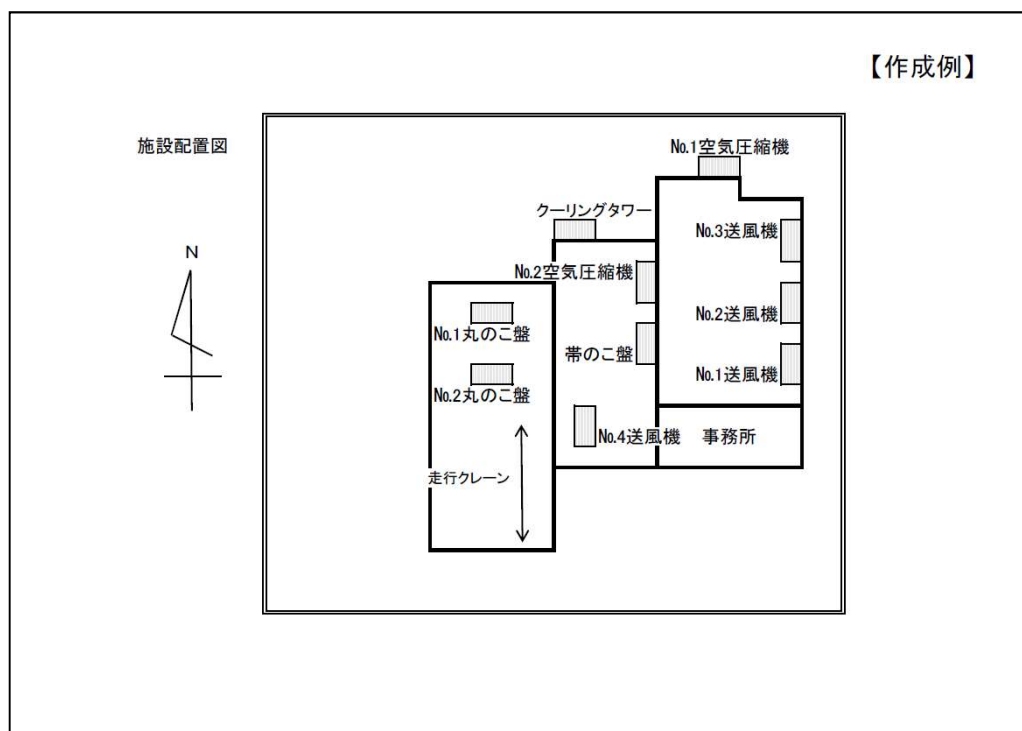
施設周辺見取図



○×工業株式会社 可児工場

工場、事業所の位置を示してください。

## ② 特定施設配置図



## ③ 騒音・振動防止の方法（例：騒音）

【作成例】

騒音防止の方法

- ・ 送風機（集塵機）へ吸音材を取り付け騒音を低減する。
- ・ 空気圧縮機（コンプレッサー）を建屋内に設置する。

④ 遅延理由書（例文）

## 遅 延 理 由 書

年 月 日

可 児 市 長 様

住 所

氏 名

騒 音 規 制 法  
このたびは、 振 動 規 制 法 の規定に基づく特定施設  
岐阜県公害防止条例

\_\_\_\_届出について、下記理由により遅延致しましたことを深くお詫び申し上げます。

今後はこのようなことのないよう十分注意し、法令等に規定する提出期限を遵守致しますので、よろしくお取り計らい下さるようお願い申し上げます。

### 記

|           |           |   |   |   |   |
|-----------|-----------|---|---|---|---|
| 1. 法令等の根拠 | 騒 音 規 制 法 | 第 | 条 | 第 | 項 |
|           | 振 動 規 制 法 | 第 | 条 | 第 | 項 |
|           | 岐阜県公害防止条例 | 第 | 条 | 第 | 項 |

|           |                                       |
|-----------|---------------------------------------|
| 2. 届出書の種類 | 特定施設設置届出書、特定施設の種類の数変更届出書 等々 届出書の種類を記載 |
|-----------|---------------------------------------|

|          |                                                                                                                                                                 |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3. 遅延の理由 | <div><ul style="list-style-type: none"><li>・法令等で規定されている期限を承知してなかった。</li><li>・法令等の対象となる特定施設であることを担当者が認識していなかった。</li></ul><p>等々 法令等の再教育実施等の再発策も含め具体的に記載</p></div> |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

# 5)騒音・振動に係る特定施設一覧

| 特定施設名                     |                   | 法・条例等の区分 |                                                                            | 騒音    |                                  | 振動    |                                                                            |
|---------------------------|-------------------|----------|----------------------------------------------------------------------------|-------|----------------------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------|
|                           |                   |          |                                                                            | 騒音規制法 |                                  | 騒音規制法 |                                                                            |
| 金属加工機器                    | 圧延機械              | 1-イ      | 原動機の定格出力の合計が22.5kw以上                                                       | —     | —                                | —     | —                                                                          |
|                           | 製管機械              | 1-ロ      | すべてのもの                                                                     | —     | —                                | —     | —                                                                          |
|                           | ベンディングマシン         | 1-ハ      | ロール式で、原動機の定格出力が3.75kw以上                                                    | —     | —                                | —     | —                                                                          |
|                           | 液圧プレス             | 1-ニ      | 矯正プレスを除く                                                                   | —     | —                                | 1-イ   | 矯正プレスを除く                                                                   |
|                           | 機械プレス             | 1-ホ      | 呼び加圧能力が294kN(30重量目)以上                                                      | —     | —                                | 1-ロ   | すべてのもの                                                                     |
|                           | せん断機              | 1-ヘ      | 原動機の定格出力が3.75kw以上                                                          | —     | —                                | 1-ハ   | 原動機の定格出力が1kw以上                                                             |
|                           | 鍛造機               | 1-ト      | すべてのもの                                                                     | —     | —                                | 1-ニ   | すべてのもの                                                                     |
|                           | ワイヤーフォーミングマシン     | 1-チ      | すべてのもの                                                                     | —     | —                                | 1-ホ   | 原動機の定格出力が3.75kw以上                                                          |
|                           | プラスチック            | 1-リ      | タンブラスト以外で、密閉式を除く                                                           | —     | —                                | —     | —                                                                          |
|                           | タンブラー             | 1-ヌ      | すべてのもの                                                                     | —     | —                                | —     | —                                                                          |
|                           | 切断機               | 1-ル      | といしを用いるものに限る                                                               | —     | —                                | —     | —                                                                          |
| 空気圧縮機及び送風機                | 研磨機               | —        | —                                                                          | 1     | 原動機の定格出力の合計が15kw以上               | —     | —                                                                          |
|                           | —                 | 2        | 一定の限度を超える大きさの騒音を生じないものとして環境大臣が指定するもの(※1)及び冷媒機に用いるものを除き、原動機の定格出力が7.5kw以上のもの | 2     | 製材工場又は木工工場における原動機の定格出力の合計が10kw以上 | —     | —                                                                          |
| 圧縮機                       | —                 | —        | —                                                                          | —     | —                                | 2     | 一定の限度を超える大きさの振動を生じないものとして環境大臣が指定するもの(※2)及び冷媒機に用いるものを除き、原動機の定格出力が7.5kw以上のもの |
|                           | —                 | 3        | 原動機の定格出力が7.5kw以上                                                           | —     | —                                | 3     | 原動機の定格出力が7.5kw以上                                                           |
| 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 | —                 | 4        | 原動機を用いるもの                                                                  | —     | —                                | 4     | 原動機を用いるもの                                                                  |
|                           | コンクリートプラント        | 5-イ      | 混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上(気ほうコンクリートプラントを除く)                               | —     | —                                | —     | —                                                                          |
| 建設用機械資材製                  | コンクリートブロックマシン     | 5-ロ      | 混練重量が200kg以上                                                               | —     | —                                | 5     | 原動機の定格出力の合計が2.95kw以上                                                       |
|                           | コンクリート管(柱)製造機械    | —        | —                                                                          | —     | —                                | 5     | 原動機の定格出力の合計が10kw以上                                                         |
| 穀物用製粉機                    | —                 | 6        | ロール式で、原動機の定格出力が7.5kw以上                                                     | —     | —                                | —     | —                                                                          |
|                           | ドラムバーカー           | 7-イ      | すべてのもの                                                                     | —     | —                                | 6-イ   | すべてのもの                                                                     |
| 木材加工機械                    | チップパー             | 7-ロ      | 原動機の定格出力が2.25kw以上                                                          | —     | —                                | 6-ロ   | 原動機の定格出力が2.2kw以上                                                           |
|                           | 碎木機               | 7-ハ      | すべてのもの                                                                     | —     | —                                | —     | —                                                                          |
| 帯のご盛                      | —                 | 7-ニ      | 原動機の定格出力が製材用は15kw以上、木工用は2.25kw以上                                           | —     | —                                | —     | —                                                                          |
|                           | 丸のご盛              | 7-ホ      | 原動機の定格出力が製材用は15kw以上、木工用は2.25kw以上                                           | —     | —                                | —     | —                                                                          |
| 抄紙機                       | かなな盤              | 7-ヘ      | 原動機の定格出力が2.25kw以上                                                          | —     | —                                | —     | —                                                                          |
|                           | —                 | 8        | すべてのもの                                                                     | —     | —                                | —     | —                                                                          |
| 印刷機械                      | —                 | 9        | 原動機を用いるもの                                                                  | —     | —                                | 7     | 原動機の定格出力が2.2kw以上                                                           |
|                           | 合成樹脂用射出成形機        | 10       | すべてのもの                                                                     | —     | —                                | 9     | すべてのもの                                                                     |
| 合成樹脂用粉砕機                  | —                 | —        | —                                                                          | 6     | 原動機の定格出力が3.75kw以上                | —     | —                                                                          |
|                           | 鋳造型機              | 11       | ジョルト式のもの                                                                   | —     | —                                | 10    | ジョルト式のもの                                                                   |
| ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機         | —                 | —        | —                                                                          | —     | —                                | 8     | カレンダーロール機以外で原動機の定格出力が30kw以上                                                |
|                           | 窯業焼成炉バーナー         | —        | —                                                                          | 3     | 燃焼能力が重油換算の1時間当たり50L以上            | —     | —                                                                          |
| 燃焼機                       | —                 | —        | —                                                                          | 4     | 原動機を用いるもの                        | —     | —                                                                          |
|                           | 紙工機械(コルゲーティングマシン) | —        | —                                                                          | 5     | 原動機の定格出力が7.5kw以上                 | —     | —                                                                          |
| 高速切断機                     | —                 | —        | —                                                                          | 7     | 原動機の定格出力が2.25kw以上                | —     | —                                                                          |
|                           | 走行クレーン            | —        | —                                                                          | 8     | すべてのもの(天井クレーンも対象)                | —     | —                                                                          |
| クレーニングタワー                 | —                 | —        | —                                                                          | 9     | 原動機の定格出力が0.75kw以上                | —     | —                                                                          |
|                           | —                 | —        | —                                                                          | 10    | 原動機の定格出力が7.5kw以上                 | —     | —                                                                          |
| 冷凍機                       | —                 | —        | —                                                                          | 11    | すべてのもの                           | —     | —                                                                          |
|                           | —                 | —        | —                                                                          | —     | —                                | —     | —                                                                          |

※1 一定の限度を超える大きさの騒音を生じないものとして環境大臣が指定するものについては、現状では該当する機械はありません。  
※2 一定の限度を超える大きさの振動を生じないものとして環境大臣が指定するものについては、環境省ホームページ(下記URL)に機械一覧が掲載されております。  
(URL: [https://www.env.go.jp/page\\_00429.html](https://www.env.go.jp/page_00429.html))

## 2. 特定工場

### 1) 公害防止管理者等に関する届出について

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」でいう「特定工場」(注1)を設置した場合は、法に従い届を提出してください。

| 届出名称                          | 資格                                                   | 提出期限                       |
|-------------------------------|------------------------------------------------------|----------------------------|
| 公害防止統括者（公害防止統括者の代理者）選任、死亡・解任届 | 不要（業務を統括管理する立場にある者）                                  | 選任、死亡・解任してから <u>30 日以内</u> |
| 公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）選任、死亡・解任届 | 政令で定める区分ごとに行う公害防止管理者試験に合格した者、その他当該区分ごとに政令で定める資格を有する者 |                            |
| 承継届出書                         |                                                      | <u>相続又は合併後、遅滞無く提出</u>      |

\* 公害防止統括者は、常時使用する従業員の数が 21 人以上の場合が該当します。常時使用する従業員とは、当該工場で勤務する従業員の数ではなく、他工場及び他事業所を含む企業全ての従業員を指します。

\* 区分及び資格は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第三をご確認ください。

| (注 1) 市に届出をする特定工場 |                                                |
|-------------------|------------------------------------------------|
| 著しい騒音を発生する施設      | 機械プレス（呼び加圧能力が 980KN（100 重量トン）以上のもの）            |
|                   | 鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマー）                      |
| 著しい振動を発生する施設      | 液圧プレス（矯正プレスを除く。呼び加圧能力が 2,941KN（300 重量トン）以上のもの） |
|                   | 機械プレス（呼び加圧能力が 980KN（100 重量トン）以上のもの）            |
|                   | 鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマー）                      |

\* 市へは騒音、振動発生施設のみが設置されている特定工場について、届出をしてください（水質、大気に係る施設も併設されている特定工場の場合は、騒音、振動発生施設に関する届出であっても岐阜県（県事務所）へ提出してください）。

- ・ 代理者の選任について

特定事業者は、公害防止統括者又は公害防止管理者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行なうことができない場合のために、その職務を行なう者（代理者）を選任してください。

- ・ 資格証の写しについて

公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）が2以上の工場に選任する場合は添付書類に資格証の写しが必要になります。

- ・ 公害防止統括者、管理者を変更する場合

選任していた公害防止統括者及び管理者（統括者及び管理者の代理者も含む）を異動等により別の者に変更する場合は、該当する「選任、死亡・解任届出書」を再度提出してください。（統括者は19p、管理者は20pの記入例を参考に、選任者、解任者それぞれをまとめて記入してください。）

- ・ 特定工場を廃止する場合

特定工場に該当する施設を廃止する場合は、該当する特定工場の公害防止統括者及び管理者（統括者及び管理者の代理者も含む）の「選任、死亡・解任届」に、解任年月日、解任者の職名、氏名、担当業務、解任事由を記入して提出してください。

- ・ 特定工場を相続又は合併する場合

特定工場に該当する施設について、相続又は合併があった場合は、「承継届出書」の提出が必要です。添付書類が必要な場合があるので、相続又は合併がある場合は市に相談してください。

なお、相続又は合併により公害防止統括者及び管理者（統括者及び管理者の代理者も含む）の変更がある場合は、「選任、死亡・解任届出書」も合わせて提出してください。

- ・ 届出書式について

届出様式は岐阜県の様式を使用します。届出様式はインターネットでダウンロードすることができます。ダウンロードした場合、宛名が岐阜県知事になっていますが、可児市長に変更してください。

[https://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyo-hozen/c11264/index\\_30905.html](https://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyo-hozen/c11264/index_30905.html)

## 2) 届出書記入例

### ①公害防止統括者

様式第一 (第四条関係)

【記入例】

### 公害防止統括者（~~公害防止統括者の代理者~~）選任、~~死亡・解任~~届出書

〇〇年〇月〇日

可児市長 殿

変更する内容以外の項目は二重線を引いて削除してください。

住所 可児市広見一丁目1番地

届出者 氏名 〇×工業株式会社  
代表取締役 〇× △●  
(0574) 62-1111  
(法人にあっては名称及びその代表者の氏名)

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

|                          |    |               |           |       |
|--------------------------|----|---------------|-----------|-------|
| 特定工場の名称                  |    | 〇×工業㈱<br>可児工場 | ※ 整理番号    |       |
| 特定工場の所在地                 |    | 可児市姫ヶ丘〇丁目〇番地  | ※ 受理年月日   | 年 月 日 |
| 特定事業者の常時使用する従業員数         |    | 〇〇人           | ※ 特定工場の番号 |       |
| 選任年月日                    |    | 〇〇年〇月〇日       | ※ 備考      |       |
| 公害防止統括者<br>(公害防止統括者の代理者) | 職名 | 工場長           |           |       |
|                          | 氏名 | 〇〇 ××         |           |       |
| 選任の事由                    |    | 異動により         | ※ 備考      |       |
| (死亡・解任)年月日               |    | 〇〇年〇月〇日       |           |       |
| 公害防止統括者<br>(公害防止統括者の代理者) | 職名 | 〇〇課 課長        |           |       |
|                          | 氏名 | △△ ●●         |           |       |
| 解任の事由                    |    | 異動により         |           |       |

- 備考 1 ※印の欄は記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署する自署するものとする。

②公害防止管理者（1 ページ目）

変更する内容以外の項目は二重線を引いて削除してください。

様式第二(第七条関係)

【記入例】

公害防止管理者(公害防止管理者の代理者) 選任、~~死亡・~~  
解任届出書

〇〇年〇月〇日

可児市長 殿

住 所 可児市広見一丁目1番地

届出者 氏 名 〇×工業株式会社  
代表取締役 〇× △●  
(0574) 62-1111  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項において準用する第3条第3項(第6条第2項において準用する第3条第3項)の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

|                          |                   |                  |          |       |  |  |
|--------------------------|-------------------|------------------|----------|-------|--|--|
| 特定工場の名称                  |                   | 〇×工業例<br>可児工場    | ※整理番号    |       |  |  |
| 特定工場の所在地                 |                   | 可児市経ヶ丘〇丁目<br>〇番地 | ※受理年月日   | 年 月 日 |  |  |
| 大気関係                     | 排出ガス量             |                  | ※特定工場の番号 |       |  |  |
|                          | ばい煙発生施設の種類の種類     |                  | ※備 考     |       |  |  |
| 水質関係                     | 排出水量              |                  |          |       |  |  |
|                          | 特定地下浸透水の浸透の有無     |                  |          |       |  |  |
|                          | 汚水等排出施設の種類の種類     |                  |          |       |  |  |
| 騒音関係                     | 騒音発生施設の種類の種類      | 機械プレス            |          |       |  |  |
| 特定粉じん関係                  | 特定粉じん発生施設の種類の種類   |                  |          |       |  |  |
| 一般粉じん関係                  | 一般粉じん発生施設の種類の種類   |                  |          |       |  |  |
| 振動関係                     | 振動発生施設の種類の種類      | 機械プレス            |          |       |  |  |
| ダイオキシン類関係                | ダイオキシン類発生施設の種類の種類 |                  |          |       |  |  |
| 公害防止管理者<br>(公害防止管理者の代理者) | 選 任 年 月 日         | 〇〇年〇月〇日          |          |       |  |  |
|                          | 職 名               | 環境課              |          |       |  |  |
|                          | 氏 名               | 〇× 〇×            |          |       |  |  |
|                          | 担 任 業 務 の 範 囲     | 環境・施設保全全般        |          |       |  |  |

公害防止管理者（2 ページ目）

|                          |                                                                           |           |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-----------|
|                          | 公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)が他の工場の公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地 | (あれば記載)   |
| 選 任 の 事 由                | 異動のため                                                                     |           |
| 公害防止管理者<br>(公害防止管理者の代理者) | ( <del>死亡</del> 解任)年月日                                                    | 〇〇年〇月〇日   |
|                          | 職 名                                                                       | 環境課 主任    |
|                          | 氏 名                                                                       | ×× △△     |
|                          | 担 任 業 務 の 範 囲                                                             | 環境・施設保全全般 |
|                          | 公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)が他の工場の公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地 | (あれば記載)   |
| 解 任 の 事 由                | 異動のため                                                                     |           |

備考

- 1 大気関係、水質関係、騒音関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係、振動関係又はダイオキシン類関係のうち該当する項に所要事項を記載すること。大気関係及び水質関係については公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)の項には、「〇〇関係第〇種」公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)と記載すること。
- 2 公害防止管理者を2名以上選任する場合は、関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。
- 5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 6 公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を2以上の工場に選任する場合は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号の主務大臣が定める基準を満たしていることを証する書面を添付すること。

### ③承継届出書

様式第三の二(第十条の二関係)

【記入例】

## 承 継 届 出 書

〇〇年〇月〇日

可児市長 殿

住所 可児市広見一丁目1番地

届出者 氏名 ○×工業株式会社

代表取締役 ○× △●

(0574) 62-1111

(法人にあつては名称及びその代表者の氏名)

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項(第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項)の規定による届出をした特定事業者の地位を承継したので、同法第6条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

|          |        |                       |          |       |
|----------|--------|-----------------------|----------|-------|
| 特定工場の名称  |        | ○×工業株式会社<br>川合工場      | ※整理番号    |       |
| 特定工場の所在地 |        | 可児市川合〇〇番地             | ※受理年月日   | 年 月 日 |
| 承継の年月日   |        | 〇〇年〇月〇日               | ※特定工場の番号 |       |
| 被承継者     | 氏名又は職名 | ■工業株式会社<br>代表取締役 ■ ○△ | ※備考      |       |
|          | 住所     | 可児市川合〇〇番地             |          |       |
| 承継の原因    |        | 合併のため                 |          |       |

- 備考 1 ※印の欄は記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。  
3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

### 3) 特定工場等に係る騒音の規制基準

| 区域の区分   | 時間の区分        |                |                |                  |
|---------|--------------|----------------|----------------|------------------|
|         | 朝<br>6 時～8 時 | 昼間<br>8 時～19 時 | 夕<br>19 時～23 時 | 夜間<br>23 時～翌 6 時 |
| 第 1 種区域 | 45dB 以下      | 50dB 以下        | 45dB 以下        | 40dB 以下          |
| 第 2 種区域 | 50dB 以下      | 60dB 以下        | 50dB 以下        | 45dB 以下          |
| 第 3 種区域 | 60dB 以下      | 65dB 以下        | 60dB 以下        | 50dB 以下          |
| 第 4 種区域 | 65dB 以下      | 70dB 以下        | 65dB 以下        | 60dB 以下          |

\*測定点は、工場、事業所等の敷地境界線とする。（工業団地は全体で一つの特定工場等とみなすことができる）

\*騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90%レンジの上端の数値とする。
- 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90%レンジの上端の数値とする。

### 4) 特定工場等に係る振動の規制基準

| 区域の区分   | 時間の区分          |                  |
|---------|----------------|------------------|
|         | 昼間<br>8 時～19 時 | 夜間<br>19 時～翌 8 時 |
| 第 1 種区域 | 60dB 以下        | 55dB 以下          |
| 第 2 種区域 | 65dB 以下        | 60dB 以下          |

\*振動の大きさの決定は、次のとおりとする。

- 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- 測定器の指示値が周期的または間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端の数値とする。

### 3. 参考資料

#### 騒音・振動に係る特定施設に関する根拠条文

##### 騒音関係

|           | 届出書の種類            | 様式             | 根拠条文                     |
|-----------|-------------------|----------------|--------------------------|
| 騒音規制法     | 特定施設設置届           | 様式1            | 法第6条 第1項                 |
|           | 特定施設使用届           | 様式2            | 法第7条 第1項                 |
|           | 特定施設の種類ごとの数変更届    | 様式3            | 法第8条 第1項                 |
|           | 騒音の防止の方法変更届       | 様式4            | 法第8条 第1項                 |
|           | 氏名等変更届            | 様式6            | 法第10条                    |
|           | 特定施設使用全廃止届        | 様式7            | 法第10条                    |
|           | 承継届               | 様式8            | 法第11条 第1項                |
|           | 特定建設作業実施届         | 様式9            | 法第14条 第1項第2項             |
| 岐阜県公害防止条例 | 騒音に係る特定施設設置（使用）届  | 第8号様式（第22条関係）  | 条例第48条 第1項<br>条例第49条 第1項 |
|           | 特定施設の種類ごとの数変更届    | 第9号様式（第23条関係）  | 条例第50条 第1項               |
|           | 騒音の防止の方法変更届       | 第10号様式（第23条関係） | 条例第50条 第1項               |
|           | 事業場内特定作業実施届       | 第11号様式（第25条関係） | 条例第56条 第1項               |
|           | 氏名（名称、住所、所在地等）変更届 | 第3号様式（第8条関係）   | 条例第53条                   |
|           | 騒音に係る特定施設使用廃止届    | 第4号様式（第8条関係）   | 条例第53条                   |
|           | 承継届               | 第5号様式（第9条関係）   | 条例第53条                   |

##### 振動関係

|       | 届出書の種類             | 様式          | 根拠条文         |
|-------|--------------------|-------------|--------------|
| 振動規制法 | 特定施設設置届            | 様式1（第4条関係）  | 法第6条 第1項     |
|       | 特定施設使用届            | 様式2（第5条関係）  | 法第7条 第1項     |
|       | 特定施設の種別及び能力ごとの数変更届 | 様式3（第6条関係）  | 法第8条 第1項     |
|       | 特定施設の使用の方法変更届      | 様式3（第6条関係）  | 法第8条 第1項     |
|       | 振動の防止の方法変更届        | 様式4（第6条関係）  | 法第8条 第1項     |
|       | 氏名等変更届             | 様式6（第8条関係）  | 法第10条        |
|       | 特定施設使用全廃止届         | 様式7（第8条関係）  | 法第10条        |
|       | 承継届                | 様式8（第9条関係）  | 法第11条 第3項    |
|       | 特定建設作業実施届          | 様式9（第10条関係） | 法第14条 第1項第2項 |